



## 報告書

### 1. 本部における車両の会計処理について

本部における車両は、ダイハツタント（7671）及びトヨタノア（1393）の2台が財産目録に記載されております。帳簿価額も、財産目録と同様に2円（1円×2台）となっております。

しかし、令和5年度の総勘定元帳の租税公課において、当該2台の自動車税以外に、トヨタヴィッツ（7422）に係る自動車税39,600円が支出計上されておりました。

また、総勘定元帳の雑費においても、トヨタヴィッツ（7422）に係る12ヵ月点検費用16,500円が支出計上されておりました。

財産目録にはトヨタヴィッツ（7422）は存在しないため、事務局平田次長に調査をお願いしたところ、当該車両はもともとリースで使用していた車両を、リース期間経過後に無償で譲り受けたものであることから、備忘金額の1円もリサイクル預託金も計上されていないということが判明いたしました。

そのため、今回の対応として、他の有形リース資産と同様に、財産目録等に帳簿価額ゼロで記載していただきました。

### 2. 聖ヨゼフ園

聖ヨゼフ園では、現金の締め作業の際に金種毎に現金をカウントして「金銭残高在高明細表」を作成する業務がございます。

この度の監査の中で、令和6年3月31日の「金銭残高在高明細表」が複数存在することが判明しました。

これは、決算期末を過ぎて3月中に支払った領収書が出てきたことから、当初作成されていた「金銭残高在高明細表」を修正されたとのことでした。

この点、「金銭残高在高明細表」はあくまでも現金をカウントした時点で存在する現金残高を記録するものであり、後日修正されるものではございません。

今後は、出納担当者が「金銭残高在高明細表」を作成し、上席者が再度現金との照合を行い、締め作業時点での現金在高を記録するように徹底する、若しくは例外事項についても記録を残す等の対応が必要と考えます。

### 3. 清心慈愛園

令和6年3月の「小口現金報告書」の一か所の報告書について、現金残高（4,986円）が期末の貸借対照表残高（3,960円）と不一致でした。原因は「小口現金報告書」の単純な計算誤りであり、貸借対照表残高は正しい数値になっていましたので、「小口現金報告書」を訂

正していただきました。

なお、小口現金報告書の中に「金種別内訳」があり、これは期末手許現金の金種別内訳が記載されますが、そちらも誤った数値（4,986円）になっており、あわせて訂正していただきました。「金種別内訳」は期末日現在の手許現金の金種を記載するものであり、「金種別内訳」と「小口現金報告書」の現金残高が不一致の場合は、「小口現金報告書」の誤りが発見できるものとなっていることから、今後は「金種別内訳」を正しく記入し、「小口現金報告書」の残高との照合を行うことが必要と考えます。

#### 4. 清心乳児園

総勘定元帳を4月から10月まで（前期）と11月から3月末まで（後期）の2回に分けて出力しており、3月末の残高が決算報告書の数値と一致しておりませんでした。後期の単純な出力指示の誤りであり、印刷し直していただきました。

未収金明細書について、相手先が慈愛会になっておりました。本部においては、仮受金勘定等で金額が計上されておらず、確認したところ本部でもまだ入金されていないことから、支払先の全社協に変更していただくようお願いしております。

インボイス未登録業者からの請求書で、見積額からの消費税額相当分の値引と、3年契約の一括払いによる3か月分の値引が同時に生じていました。

乳児園では、下表の通り翌期以降の各年度から、1か月分マイナスして計上していますが、本来計上すべき金額と大きく異なっていないため、訂正の依頼を行っておりません。

広告宣伝費 891,000円（税込） 3年契約

対応する科目（年度）	本来計上すべき金額	乳児園計上額
	24,750円/月で36月	27,000円/月で33月
広告宣伝費（当期分）	74,250（3月分）	81,000（3月分）
前払費用（R6年度分）	297,000（12月分）	297,000（11月分）
前払費用（R7年度分）	297,000（12月分）	297,000（11月分）
前払費用（R8年度分）	222,750（9月分）	216,000（8月分）

決算書における「積立金・積立資産明細書」において、その他の積立資産 施設整備等積立金のうち、野村ファンドラップ（口座 No.90-2276755）及び野村証券テンプレートン・トータル・リターン（口座 No.90-227675）の2銘柄について、期中の増減が純額で増加のみの記載（それぞれ2,209,147円、2,889,517円）になっておりました。正確には期中特別分配金等があり、減少取引もございましたので、総額での記載（それぞれ、2,209,147円の増加及び57,145円の減少、並びに4,572,733円の増加及び1,683,216円の減少）に修正をしていただきました。

## 5. 富の里

特記すべき事項はございませんでした。

## 6. 篠原の里

職員の3月分の給与を富の里に立替払いしてもらった分の表示について、富の里では、立替金勘定で処理され、相手先が篠原の里になっておりました。一方で、篠原の里においては、未払費用勘定で計上されており、未払費用明細表において、相手先名が職員になっていましたので、相手先名を富の里に変更していただくように依頼いたしました。

## 7. 源藤の里こころ

当期において、滞納者への事業未収金 47,105 円について徴収不能引当金が計上されています。債権発生から1年以上経過しているものであり、適切に処理されております。

今後は引き続き回収可能性を考慮し、債権放棄について検討していくことになると考えます。

(参考) 滞納者 2 名

利用者名	債権発生時期	金額 (円)
A氏	2018/4~6月、8,9月、2019/6~2020/3月分	45,989円
B氏	2019/7月分	1,116円

以上